

Eラーニング受講促進制度

1. 目的

交渉力・指導力などの社員自身の能力向上を推進し、知識・情報・技術力や業務効率を高め、社業の発展に寄与することを目的とする。

2. 内容

- ① 対象期間内に修了したコース数に対して助成金を支給するものとする。
- ② 助成金は10コースを上限とし、1科目2千円～6千円とする。
- ③ 助成金支給条件は修了テストを3回までに80点以上で合格したものが対象とする。
また、Eラーニングの受講は就業時間中ではなく、それ以外の時間を確保し受講すること。

3. 期間

平成30年6月21日～平成31年6月20日までとする。

4. 対象者

社員全員（パートやアルバイトは除く）を対象とする。

5. 対象科目

新しく受講する全てのコースが対象とする。（但し、上限は10コースとする）
一度、修了したコースは除外とする。

6. 支給条件

- ① 新しく受講するコースであること。（一度、修了したコースは除外）
- ② 受講時間が就業時間外であること。
- ③ 修了テストの点数が3回までに80点以上であること。

7. 利用方法

Eラーニング内にある受講コースの申請を行い勤務時間外に受講すること。
修了認定（80点以上）の取得を目指すこと。

8. 精算方法

受講終了後、ワークフロー「Eラーニング受講助成金申請書」に、コース終了日、受講コース名、コース修了の感想を記載し、上長や管理部にて申請受講コースの条件が満たしているかどうかを確認し、条件が満たしていれば給与に加算して支払うものとする。（毎月20日締め翌月28日支払い）

9. 注意事項

- ① Eラーニングを受講する時間は、通常勤務（就業時間中）とは別に受講とする。（社員全員平等にするため、受講している時間は残業として認めない。また、不正を管理するために管理者PCが受講時間管理を行ない、そのデータを基に可否の判断とする。）
- ② 1コースの助成金額はテストの点数や内容、受講時間などによって変動するものとする。
- ③ 対象期間前に受講しているコースは対象外とする。
- ④ コース修了の点数は60点以上となっていますが、今回は80点が合格点とする。（管理者PCで誰が何回、何時間で修了したか管理し、そのデータを基に可否の判断とする。）